医療法人仁寿会　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和２年７月16日～令和７年７月15日までの５年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性職員　…　計画期間中に１人以上取得すること 女性職員　…　取得率を80%以上とすること

＜対策＞

●令和２年７月～　育休制度の職員への周知、取得率向上のための働きかけの実施

目標２：令和７年４月までに、小学校就学前までの子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

●令和２年７月～　現在３歳までの短時間勤務制度を利用中の職員の他、対象となる可能性のある職員に希望聞き取りを行う

●令和５年４月～　制度の導入、法人内ポスター掲示などによる職員への周知

目標３：令和３年１月までに、子の看護休暇、家族の介護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

＜対策＞

●令和３年１月～　制度の導入、法人内ポスター掲示などによる職員への周知